

災害時における仮設トイレの設置及び撤去並びにし尿等の収集運搬の支援に関する協定書

香芝市（以下「甲」という。）と大和清掃企業組合（以下「乙」という。）は、「香芝市地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、仮設トイレの設置及び撤去並びにし尿等の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内の災害発生時における仮設トイレの設置及び撤去並びにし尿等の円滑な収集運搬を遂行するため、甲及び乙における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合、乙に対し、協定業務の実施について支援を要請することができる。

（支援要請の手続）

第3条 甲は、前条の規定により乙に支援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 仮設トイレの設置場所
- (3) し尿等の収集場所及び搬入先
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要する場合、口頭により支援を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情がなくなったときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な支援が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第4条 乙は、甲から前2条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両、及び資機材を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い協定業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）

第5条 乙は、協定業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に従事した人員、車両及び時間
- (2) 協定業務において設置した仮設トイレの個数
- (3) 協定業務におけるし尿等の収集運搬量
- (4) 協定業務に従事した期間
- (5) その他必要な事項

（事故の報告）

第6条 協定業務に従事した者（以下「従事者」という。）が協定業務により死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合、乙は、速やかに甲に対し書面により報告するものとする。

（災害補償）

第7条 前条に規定する場合において、従事者又は従事者の遺族に対する災害補償については、乙の加

入する労働者災害補償保険の補償給付によるものとする。

（費用の負担）

第8条 甲の要請により、乙が協定業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額及び支払方法については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（製品の補償）

第9条 甲は、製品を紛失、破損又は汚損したときは、乙の選択により、代替製品の購入代金相当額又は製品の修理代相当額を支払うものとする。

（相互の連絡）

第10条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

（有効期間）

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年10月17日

甲 奈良県香芝市本町1397番地

香芝市長

三橋 和史



乙 奈良県大和高田市大字今里川合方96番地7

大和清掃企業組合

代表理事

角 治



災害時における仮設トイレの設置及び撤去並びにし尿等の収集運搬の支援に関する協定書

香芝市（以下「甲」という。）と有限会社 香芝清掃（以下「乙」という。）は、「香芝市地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、仮設トイレの設置及び撤去並びにし尿等の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内の災害発生時における仮設トイレの設置及び撤去並びにし尿等の円滑な収集運搬を遂行するため、甲及び乙における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合、乙に対し、協定業務の実施について支援を要請することができる。

（支援要請の手続）

第3条 甲は、前条の規定により乙に支援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 仮設トイレの設置場所
- (3) し尿等の収集場所及び搬入先
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要する場合、口頭により支援を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情がなくなったときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な支援が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第4条 乙は、甲から前2条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両、及び資機材を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い協定業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）

第5条 乙は、協定業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に従事した人員、車両及び時間
- (2) 協定業務において設置した仮設トイレの個数
- (3) 協定業務におけるし尿等の収集運搬量
- (4) 協定業務に従事した期間
- (5) その他必要な事項

（事故の報告）

第6条 協定業務に従事した者（以下「従事者」という。）が協定業務により死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合、乙は、速やかに甲に対し書面により報告するものとする。

（災害補償）

第7条 前条に規定する場合において、従事者又は従事者の遺族に対する災害補償については、乙の加

入する労働者災害補償保険の補償給付によるものとする。

（費用の負担）

第8条 甲の要請により、乙が協定業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額及び支払方法については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（製品の補償）

第9条 甲は、製品を紛失、破損又は汚損したときは、乙の選択により、代替製品の購入代金相当額又は製品の修理代相当額を支払うものとする。

（相互の連絡）

第10条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

（有効期間）

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

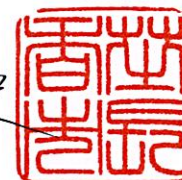
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年10月17日

甲 奈良県香芝市本町1397番地

香芝市長

三橋 和史



乙 奈良県香芝市上中781番地1

有限会社 香芝清掃

代表取締役

角川 敬台

